

四街道市指定ごみ袋取扱店に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）の交付並びに地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により行う指定ごみ袋に係る一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）の徴収及び収納業務を委託することに関し必要な事項を定めるものとする。

(委託)

第2条 市長は、指定ごみ袋の交付並びに手数料の徴収及び収納業務について、四街道市指定ごみ袋取扱店（以下「取扱店」という。）に委託するものとする。

(取扱店の登録要件)

第3条 取扱店の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に店舗を有すること。
 - (2) 指定ごみ袋の交付並びに手数料の徴収及び収納業務を適正に行うことができること。
 - (3) 登録申請の日において、市税の滞納がないこと。
 - (4) 四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3項に規定する暴力団員等ではないこと。
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業に関わる事業を行っていないこと。
 - (6) 法令に定める指定公金事務取扱者の要件を満たしていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、取扱店として登録できるものとする。

(取扱店の登録申請)

第4条 取扱店の登録を受けようとする者は、四街道市指定ごみ袋取扱店登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第1号及び第3号に掲げる書類は、その内容を市長が確認できるときは、市長はこれを省略させることができる。

- (1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (2) 取扱店の位置図
- (3) 市税等の納税証明書又は滞納がない証明書

(取扱店の登録)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに取扱店の登録の適否を決定し、四街道市指定ごみ袋取扱店登録決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により取扱店の登録をしたときは、当該取扱店に対し四街道市指定ごみ袋取扱店登録証（様式第3号）を交付する。

3 取扱店は、前項の規定により交付された四街道市指定ごみ袋取扱店登録証を店舗内の見やすい位置に掲示しなければならない。

(委託契約の締結)

第6条 前条の規定により登録を受けた取扱店は、指定ごみ袋の交付並びに手数料の徴収及び収納業務について、速やかに市長と委託契約を締結するものとする。

(告示)

第7条 市長は、指定ごみ袋の交付並びに手数料の徴収及び収納業務を取扱店に委託したときは、法第243条の2第2項の規定により、その旨を告示するものとする。

(指定ごみ袋の交付及び手数料の徴収)

第8条 取扱店は、指定ごみ袋の交付を受けようとする者から手数料を徴収し、これを交付するものとする。

2 前項に規定する指定ごみ袋の交付は、指定ごみ袋10枚を1組として行うものとする。ただし、可燃用指定ごみ袋については、四街道市指定ごみ袋単品交付届出書(様式第7号)により届け出たときは、当該指定ごみ袋を1枚ずつ交付することができるものとする。

(手数料)

第9条 取扱店が市民から徴収する手数料は、四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第14号)別表第1に規定するとおりとする。

(手数料相当額の納入)

第10条 取扱店は、納品された指定ごみ袋の手数料に相当する額(以下、「手数料相当額」という。)について、市又は市が指定する受注収納業者から請求を受けたときは、指定の期日までに納入しなければならない。

(委託料及び支払方法)

第11条 委託料は、指定ごみ袋10枚1組につき22円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

2 手数料相当額の納入と委託料の支払いは、差し引きした上で清算するものとし、委託料は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第164条に規定する繰替払を行うものとする。

(変更の届出)

第12条 取扱店は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに四街道市指定ごみ袋取扱店登録事項変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(取扱店の廃止)

第13条 取扱店は、指定ごみ袋の交付並びに手数料の徴収及び収納業務を取り止めようとするときは、速やかに四街道市指定ごみ袋取扱店廃止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第14条 市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当するときは、取扱店の登録を取り消す

ことができるものとする。

- (1) 指定ごみ袋の交付並びに手数料の徴収及び収納業務を適正に行うことができないと認められるとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が取扱店の登録を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取扱店の登録を取り消すときは、四街道市指定ごみ袋取扱店登録取消通知書（様式第6号）により、取扱店に通知するものとする。

（取扱店の廃止等による清算）

第15条 取扱店は、第13条及び前条の規定により廃止又は登録を取消された場合、在庫分の指定ごみ袋を返還し、四街道市指定ごみ袋に係る手数料相当額還付請求書（様式第8号）により、市長に手数料相当額の還付を請求することができる。ただし、還付の対象となる指定ごみ袋については、10枚1組とし、外装袋から開封されていないものに限る。

2 市長は、前項の規定により提出された請求書が適正と認められる場合、取扱店に手数料相当額を還付するものとし、取扱店は、受取済みの委託料を市へ返納するものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

四街道市長 様

申請者 所 在 地
法 人 名
代表者氏名
電 話 番 号

四街道市指定ごみ袋取扱店登録申請書

四街道市指定ごみ袋取扱店の登録を受けたいので、四街道市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第 4 条の規定により申請します。

店舗	所 在 地	〒
	名 称	
	営業日・営業時間	
	責 任 者 氏 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	

■添付書類

- (1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (2) 取扱店の位置図
- (3) 市税等の納税証明書又は滞納がない証明書

※確定申告期限が到来した直近の事業年度分の法人市民税の納税証明書

※（３）の書類について、市内に店舗を有する場合は、以下の同意により省略できます。

「店舗（代表者にあっては個人）が市内に住所を有する者」用

同意書
四街道市指定ごみ袋取扱店の登録審査に係る事務処理に限り、店舗に係る市税関係情報について市の職員が確認することに同意します。
代表者氏名

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長



四街道市指定ごみ袋取扱店登録決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありました四街道市指定ごみ袋取扱店の登録については、次のとおり決定・却下しましたので、四街道市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により通知します。

所 在 地	
名 称	
代 表 者 氏 名	
1 . 決 定	
2 . 却 下	(却下理由)

四街道市指定ごみ袋取扱店登録証

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
所 在 地	
名 称	
代 表 者 氏 名	
責 任 者 氏 名	
市から受託する内容	・ 指定ごみ袋の交付 ・ 地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により行う指定ごみ袋に係る一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納業務

上記のとおり四街道市指定ごみ袋取扱店に登録したことを証します。

年 月 日

四街道市長



様式第4号（第12条）

年 月 日

四街道市長 様

届出者 所在地
法人名
代表者氏名
電話番号

四街道市指定ごみ袋取扱店登録事項変更届

四街道市指定ごみ袋取扱店の登録事項に変更が生じたので、四街道市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第12条の規定により届け出ます。

【変更前】

所在地	
名称	
営業日・営業時間	
代表者氏名	
責任者氏名	
電話番号	
FAX番号	
その他	

【変更後】

所在地	
名称	
営業日・営業時間	
代表者氏名	
責任者氏名	
電話番号	
FAX番号	
その他	
変更理由	
変更年月日	年 月 日

年 月 日

四街道市長 様

届出者 所 在 地

法 人 名

代表者氏名

電 話 番 号

四街道市指定ごみ袋取扱店廃止届

指定ごみ袋の交付並びに手数料の徴収及び収納業務を取りやめたいので、四街道市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第 1 3 条の規定により届け出ます。

登 録 番 号	第 号
所 在 地	
名 称	
代 表 者 氏 名	
責 任 者 氏 名	
廃 止 理 由	
廃 止 年 月 日	年 月 日

様式第 6 号（第 1 4 条第 2 項）

四街道市 達第 号
年 月 日

様

四街道市長



四街道市指定ごみ袋取扱店登録取消通知書

年 月 日付け四街道市 指令第 号で決定しました四街道市指定ごみ袋取扱店の登録について、次のとおり取り消しますので、四街道市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第 1 4 条第 2 項の規定により通知します。

登 録 番 号	第 号
所 在 地	
名 称	
代 表 者 氏 名	
責 任 者 氏 名	
登録取消理由	
登録取消年月日	年 月 日

様式第 7 号（第 8 条第 2 項）

年 月 日

四街道市長 様

届出者 所 在 地

法 人 名

代表者氏名

電 話 番 号

四街道市指定ごみ袋単品交付届出書

指定ごみ袋を 1 枚ずつ交付したいので、四街道市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第 8 条第 2 項の規定により届け出ます。

登 録 番 号	第 号
所 在 地	
名 称	
代 表 者 氏 名	
責 任 者 氏 名	

年 月 日

四街道市長 様

届出者 所 在 地

法 人 名

代表者氏名

電 話 番 号

四街道市指定ごみ袋に係る手数料相当額還付請求書

四街道市指定ごみ袋を下記のとおり返還しますので、一般廃棄物処理手数料相当額について還付を申請いたします。

記

1 還付請求金額 円

【内訳】

指定ごみ袋種類	販売単価 1 組(10 枚) (A)	返還組数 (B)	【還付請求金額】 手数料相当額 (A×B)
可燃ごみ袋 50	60 円	組	円
可燃ごみ袋 100	120 円	組	円
可燃ごみ袋 200	240 円	組	円
可燃ごみ袋 300	360 円	組	円
可燃ごみ袋 450	540 円	組	円
不燃ごみ袋 100	120 円	組	円
不燃ごみ袋 200	240 円	組	円
不燃ごみ袋 300	360 円	組	円
合 計		組	円

2 還付金振込先

銀行・金庫 組合・農協	本・支店						
口座番号（右詰め記入）							
預金種別（○で囲む）	普通 ・ 当座						
フリガナ							
口座（通帳）名義人							